

# 東京都子ども会連合会個人情報取扱基準

制定 令和7年7月24日

(目的)

第1条 この基準は、東京都子ども会連合会が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保することにより、個人の権利・利益を保護することを目的とします。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、子ども会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準をホームページ・総会資料により会員に周知いたします。

(適正収集の原則)

第4条 個人情報を収集するときは、その掌握する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集いたします。

(収集の制限)

第5条 個人情報を収集するときは、収集の目的および根拠を明らかにして、本人から直接これを収集いたします。

2 本人が未成年の場合は、保護者から情報を収集する場合があります。

(管理)

第6条 保有する個人情報等の紛失、破損、改ざん又は漏洩を防止し、適正に管理します。

2 管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに破棄し、又は消去いたします。

(利用)

第7条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行います。

- (1) 会費請求・その他文章の送付
- (2) こども会会員名簿の作成
- (3) 安全共済会の登録及び申請
- (4) 行事に係る名簿・アンケート・感想文
- (5) 活動に起因する健康状態の調査・ケガ疾病に関する保険手続き
- (6) 表彰を受ける際の連絡

(目的外提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 当該保有個人情報、出版、報道等により公にされている場合  
(訂正)

第9条 会員等は、本会に提供した個人情報について、情報管理者に対し、訂正、削除を求めることができます。

- 2 本会は、会員等から前項の請求があった場合、直ちに該当する個人情報の訂正、削除を行います。

付則

この取扱基準は、令和7年 月 日から施行します。